

虐待防止委員会規定

虐待防止委員会規定

(委員会の設置)

第1条 特定非営利活動法人あたたかい心（以下「当法人」という。）が行う障害福祉サービス事業、児童福祉サービス、高齢者福祉サービス等において、「障害者・虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規定は委員会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

1. 委員長は理事長が指名するものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
2. 委員の選任については、法人各事業所の管理者（以下「管理者」という。）及びサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者（以下「責任者」という。）、法人事務局、看護師、その他必要とされる者の中で応じて委員長が指名した者とする。
3. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を遂行する。
4. 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第4条 委員会は年1回以上開催する。

1. 委員長は委員会に置いて必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
2. 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は次の業務を行う。

1. 職員倫理要項を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

- 2.「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3.職員に「虐待防止チェックリスト」を配布、実施し、その結果による調査を必要に応じて行う。
- 4.上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5.その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、次の責務を担う。

- 1.委員会は、虐待が起こらないような事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2.委員は、日頃より各種法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも務めるものとする。
- 3.委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することができる。
- 4.委員会は、その他の各委員会とも連携を取り利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第7条 苦情および説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し、対応する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り理事会に手協議し定めるものとする。

附則 この規定は令和4年4月1日から施行する。